新京都府人権教育 · 啓発推進計画

□ 平成23年度実施方針 □

新京都府人権教育 · 啓発推進計画推進本部

第1 策定の趣旨

京都府では、人権という普遍的文化を構築することを目標に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく施策として「新京都府人権教育・啓発推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定し、その中で、今後実施する人権教育・啓発に関する基本方針を明らかにし、「あらゆる場を通じた人権教育・啓発」及び「人権に特に関係する職業従事者に対する研修等」を中心として、施策の方向性を示したところである。

「平成<u>23</u>年度実施方針」は、推進計画で示した方向性を踏まえ、平成<u>23</u>年度の人権教育・啓発の取組を推進する上で重点となる基本事項を明らかにするために策定するものである。

第2 平成22年度における人権をめぐる状況

国際連合の人種差別撤廃委員会は、平成22年3月に人種差別撤廃条約に基づく日本政府の報告に対して最終見解を採択し、この中で、日本における様々な差別問題の改善や国内人権機関設立について勧告等が行われた。また、児童の権利委員会においても、平成22年6月に児童の権利に関する条約に基づく日本政府の報告に対して最終見解を採択し、児童の権利擁護のための勧告等が行われた。

国内では、<u>障害者基本法の改正や障害者差別禁止法(仮称)の制定などが盛り込まれた</u> 「<u>障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されたり、人権救済</u> 機関の設置についての法務省政務三役による中間報告が公表されるなど人権を擁護するための制度的枠組みの拡充について検討が進められた。

また、京都府においては、新京都府総合計画に替わる今後の府政運営の指針として「明日の京都」を策定した。「明日の京都」は、府政運営や地域づくりの基本となる「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」、10~20年先を展望した「長期ビジョン」、長期ビジョンを実現するための4~5年間の戦略の「中期計画」、各地域ごとの資源や特色を活かした地域振興のための「地域振興計画」からなるが、これらの中で改めて府の施策の実施における人権尊重の重要性を明確にしたところである。

一方で、配偶者間の暴力 (DV)、児童虐待事件、インターネットを利用した人権侵犯事件の増加が報告されるとともに、非常に厳しい経済状況の中、労働者に関わる問題では依然深刻な状況が続いている。また、自殺者についても13年続けて3万人を超える状況が続いている。こうした中、平成23年3月11日に未曾有の災害である東日本大震災が発生し、大地震と大津波により多くの尊い命が失われるなど生命、身体、財産に甚大な被害をもたらしたばかりでなく、福島原子力発電所の被災により放射性物質の拡散を招き、環境だけでなく様々な国民生活、社会生活へ多大な影響を与えており、生きることそのものが危機にさらされ、人間らしく尊厳をもって生きる権利がまさに大きく侵されるという状況を呈している。

府内においては、<u>児童虐待やDV等の家庭内の人権問題にワンストップで対応できるように家庭支援総合センターが設置されたり、戸籍謄本等不正取得事案に関する本人通知を多くの市町村が制度化して取り組むなど人権擁護のための取組が進んできているところであるが、他方、同和地区の問い合わせやマンション建設等に関連した差別に繋がる土地調査、在日外国人に対する嫌がらせなど</u>人権に関わる問題事象が発生している。

<u>また、</u>インターネットをめぐっては、犯罪や自殺などを誘発する場となったり、差別を助長したり他人を誹謗中傷する表現や様々な有害情報が蔓延したりする状況が見られ、特

にインターネット上の匿名掲示板や学校非公式サイト (学校裏サイト)、メール等を利用して、特定の個人・集団を差別したり、中傷したりするいじめや差別などの事象が<u>依然</u>発生している。

更に、このような人権にかかわる具体的な事象に止まらず、私たちの社会が、様々な個性、多様な価値観を持った人々で構成されていることを踏まえると、誰もが参加でき、暮らしやすい社会づくりを進めることや、社会から孤立したり、排除されそうな人々を社会の構成員として包み込むような社会の構築が必要とされていることから、「ユニバーサルデザイン」や「ソーシャル・インクルージョン」※に基づいた生活環境づくりを進め、また、今日の情報社会の中で、情報発信におけるモラルの問題とともに、利用者のメディアリテラシー※の向上などを進める必要がある。

こうした状況を踏まえ、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」を実現するためには、人権尊重の意識を社会全体及び日常生活の中にしっかりと根付かせることが重要であり、新たな課題には柔軟かつ迅速に対応するとともに、持続的に人権教育・啓発の取組を進めていく必要がある。

- ※ ソーシャル・インクルージョン:社会的援護を要する人々を包み込む社会の確立を目指す考え方
- ※ メディアリテラシー:様々なメディアが伝える内容を鵜呑みにせず、主体的に解読・理解する力をつけること

第3 平成23年度実施方針

京都府における人権教育・啓発の施策は、推進計画に基づき、毎年、全庁をあげて「実施方針」、「実施計画」、「実施状況」を策定するとともに、府民目線に立って助言・指導を得る仕組みとして設置した有識者で構成する「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」から評価・点検を得ながら各施策を実施する取組を進めてきた結果、その内容、対象、実施主体の各面で広がり、充実してきた。このため、今年1月からスタートした「明日の京都」においては、推進計画のもとで引き続き人権教育・啓発の推進に努めることを明らかにしたところである。

こうした状況を踏まえ、改めてこれまで推進計画のもとで進めてきた施策の効果が府民 にどのように浸透してきたかを把握するため、府民を対象にアンケート調査を実施するこ ととする。

<u>今後も人権教育・啓発については、常に施策効果を検証しながら、</u>国、市町村、NPOなど<u>の関係機関と連携してきめ細かな活動に</u>取り組み、効果的な<u>推進ができるよう、</u>ねばり強く進めていくこととする。

また、<u>ノーマライゼーション社会の推進や児童ポルノの規制など様々な施策の検討が進められているところであるが、人権の視点に配慮した施策を一層</u>進めていくことが重要である。

このような認識の下、特に未曾有の災害である東日本大震災の被災状況を踏まえると「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることができる社会」を実現するためには、人権とは何かということや、社会に存在する様々な人権問題などについて知り、考えることを通じて、生命の尊さ・大切さや、自分も他人もかけがえのない存在であることなどを、自分自身で実感できるよう、人権教育・啓発を推進することが一層必要と考えられる。そのため、次の重点事項を踏まえた取組を推進する。

併せて、職員一人ひとりが<u>この</u>府政の目標をしっかりと認識し、人権教育・啓発事業の 企画・立案・実施等を通じて、人権をめぐる諸情勢について一層認識を深めるとともに、 「人権教育のための世界計画」第2フェーズ(段階)において公務員等の人権教育が重点 に取り上げられ<u>ている</u>状況も踏まえ、府職員や教職員、消防職員、警察職員等が<u>人権に配</u> 慮して業務を遂行できるよう、効果的な研修を実施し、資質の向上に努めるものとする。

1 重点事項

○「みんなで築こう いのちが輝く 人権の世紀を」 一考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心—

東日本大震災による未曾有の被災を受けたこと、</u>虐待やいじめなどによって子どもが 犠牲になる痛ましい事件が相次いでいることや、自殺者が<u>13</u>年連続して3万人を超え ている深刻な状況などを踏まえ、府民の一人ひとりが21世紀<u>を</u>「人権の世紀」<u>にした</u> いという願いを改めて思い起こし、人権を尊重すること、<u>特にいのちを大切にすること</u> の重要性を認識し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考 え、思いやりの心を育むことが大切である。

〇「同和問題の解決を目指そう」

同和地区出身者に対する差別意識や偏見は、全体としては解消の方向に進んでいるものの、結婚にかかわる問題を中心として人々の間には様々な意識が存在している。また、インターネットなどを使った差別事象や身元調査、土地調査などの問題として今なお発生している。府民一人ひとりがこの問題について一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、啓発していくことが必要である。

〇「女性の人権を守ろう」

「男は仕事、女は家庭」というように、男女の役割を固定的にとらえる意識などから生ずる種々の男女差別は、家庭や職場で依然として根強く残っている。また、<u>さまざまな人権問題により困難な状況におかれている人が女性であることで更に複合的に困難な状況におかれる場合があることに留意する必要がある。更に、</u>配偶者等からの暴力や職場におけるセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)<u>や</u>性犯罪などの女性に対する暴力の解消も、重要な課題である。少子化や高齢化が進む中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、<u>仕事と子育て・介護等の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、</u>その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向けた取組が大切である。

〇「子どもの人権を守ろう」

子どもが被害を受ける犯罪の発生や、陰湿で執拗な「いじめ」、教師による<u>配慮を欠く言動、保護者</u>による虐待、児童買春や児童ポルノのはん濫など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にある。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られる必要がある。

〇「高齢者の人権を守ろう」

社会の高齢化は極めて急速に進んでおり、平成25年には4人に1人が高齢者になると言われている。一方、高齢者に対する養護者等による身体的・心理的虐待や、本人に無断でその財産を処分するなどの経済的虐待、施設等における身体拘束等により、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題も発生している。高齢者が自立した個人としてその尊厳が守られ、できる限り自立して生活できるよう高齢者の人権を最大限に尊重することが大切である。

〇「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」

障害のある人に対する人々の理解や配慮は十分とは言えず、車椅子での乗車拒否、アパートへの入居拒否やスポーツ施設の利用拒否、雇用など様々な面で問題が発生している。障害のある人の自立と社会参加を目指し、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方を社会に浸透させ、すべての人が対等に生活し活動できる社会にしていくことが大切である。

〇「外国人の人権を尊重しよう」

我が国に生活する外国人は増加傾向にあるが、言語、宗教、生活習慣等の違いから、アパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否など様々な<u>面で</u>問題が発生している。また、歴史的経過から日本で生活している在日韓国・朝鮮の人々<u>への嫌がらせや脅迫が</u>発生している。今後ますます国際化が進む中で、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「多文化共生社会」の形成を進める必要がある。

〇「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」

現在、我が国においては、エイズ、ハンセン病をはじめ、感染症に対する正しい知識と理解の不足から、感染症にかかった人々や元患者に対して、日常生活、職場、医療現場における差別やプライバシー侵害などの問題が発生しており、これらについて正しい知識や認識を持つ必要がある。

〇「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為によって突如として身体的・精神的に困難な状況に陥るものであり、周辺の人々の興味本位や心ない中傷などによって、<u>更</u>に痛手を被ることが懸念される。犯罪被害者<u>等</u>のおかれた状況を<u>理解し、名誉やプライバシーが尊重</u>されるよう配慮し、その尊厳を守っていく必要がある。

〇「ホームレスに対する偏見をなくそう」

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの問題も発生している。ホームレスの人権に配慮しつつ、<u>そ</u>の自立の支援をしていくことが必要である。

〇「インターネットを悪用した人権侵害は止めよう」

インターネットの普及により、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわる様々な問題が発生している。インターネットを利用する人は、情報モラルとメディアリテラシーの向上に努め、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めることが必要であり、また、子どもたちを有害サイトから守るためのフィルタリング<u>の一層の普及や</u>インターネット<u>を適切に活用する</u>知識の普及を行っていくことが必要である。

〇「個人情報に関する権利や利益を守ろう」

個人情報は個人の権利利益を侵害することがないように適正に取り扱われなければならないが、企業の顧客情報が大量に流出したり、個人情報が商品化されたりする問題や、本人の了解を得ずに調べられた個人情報の内容が結婚や就職に影響するといった問題などが起きている。また、依然として戸籍謄本等の不正取得が発生していることから興信所等に身元調査を依頼する状況が社会に厳然と存在している事実を示していると考えられ、個人情報の適正管理の重要性や、利用を誤ると著しい人権侵害を引き起こすおそれがあること、特に身元調査が個人のプライバシーや人権を侵害することなど、個人情報の管理の重要性を府民や調査会社等に広く啓発する必要がある。

〇「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったが、一方で性同一性障害者が社会で生活する上で、様々な不利益を被ったり差別を受けたりすることがある。性同一性障害に関して関心と理解を深めていくことが必要である。

2 取組の視点

○ 身近な問題から人権について考えるために

人権の意義や重要性及び人権問題の現状等について、単に知識としての習得にとどまらず、自らにかかわる事柄としての認識を深め、日常生活の様々な場面で、自分と同じように他人も大切にするという態度や言動が自然に表れるような人権感覚を、しっかりと身に付けていくことが重要である。

そのため、基本的人権尊重の理念が日々の生活の中でどのように活かされているか、様々な人権問題が具体的にどのような形で表れているか、などについて理解を深めることに重点を置いて、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材や啓発資料等の開発に努めるとともに、具体的な人権問題をめぐる現状や課題の背景・要因等を分析・整理し、様々な情報の発信や人権問題に関する研修等に積極的に取り組む。

〇 地域の問題として考えるために

個性や価値観の違いを認め合い、誰もがいきいきと生活できる共生社会について具体的に認識を深めるためには、府民が実際に生活している地域の状況に置き換えて考えていくことが有効であり、府民の身近なところで活躍できる指導者の養成に努めるとともに、その活動を支援する。

<u>また</u>、府民の最も身近にあってきめ細かい人権教育・啓発活動を展開する市町村との連携を図り、地域事情に応じた工夫を凝らした取組を促すとともに、各種補助制度等の活用のほか創意ある取組に対して積極的に支援する。

更に、啓発イベント等の人権教育・啓発活動についても、その内容に応じて<u>国、</u>市町村やNPO法人、大学、福祉関係団体、人権啓発サポーター等との連携を強化し、地域性が高く、親しみやすいものとなるよう努める。

〇 自分自身にできることを考えるために

人権についての理解を深め、さらに人権問題の解決へ向けて主体的に取り組もうとする意識の形成につなぐためには、社会奉仕体験活動をはじめとする多様な体験活動などを人権尊重の心を培うための学習機会として提供することが大切である。

また、行政だけではなくNPO法人や大学、企業などの民間団体が、多様な観点で自らの特性を活かし、人権尊重理念の普及や人権問題の解決を目指す取組を展開していることを広く周知することも重要である。

そのため、こうした活動が行われていることを府民向けの情報発信の中で積極的に取り上げるとともに、啓発イベントなどにNPO法人、大学、福祉関係団体、人権啓発サポーター等が参加し、お互いに意見交換を行うなど連携・双方向の取組の推進に努める。